

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年6月15日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	山形村
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.vill.yamagata.nagano.jp/forms/info/info.aspx?info_id=41147">http://www.vill.yamagata.nagano.jp/forms/info/info.aspx?info_id=41147</a>

執行機関名 山形村教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	山形村の幼稚園に就園する園児を持つ保護者に対する幼稚園就園奨励費支給制度に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の17の項 山形村の幼稚園に就園する園児を持つ保護者に対する幼稚園就園奨励費支給制度に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	山形村私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成11年教育委員会要綱第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>幼稚園教育の振興に資するため私立幼稚園の設置者が行う入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)</u> の減免に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、 <u>山形村補助金交付要綱(平成23年山形村規則第6号)</u> に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		山形村私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成11年教育委員会要綱第3号)